

本規約は、株式会社山陰合同銀行（以下「当行」といいます。）が提供する「特殊詐欺対策サービス連携」（以下「本連携」といいます。）を利用する全ての利用者に適用されるものです。本連携の利用者は、本連携の利用にあたり、本規約を遵守し、また本規約を承諾したうえで利用や申し込みを行うものとします。

第1章 総則

第1条 （利用規約の目的）

当行は、特殊詐欺対策サービス連携利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより本連携のサービスを提供します。

第2条 （利用規約の変更）

- 1.利用規約及びその他条件は、諸般の状況の変化、その他相当の事由があった場合、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始までは、変更内容に応じて相当期間をおくものとします。

第2章 本連携の内容

第3条 （本連携の内容）

当行が本連携の申し込みをした者（以下、「申込者」といいます。）に係る、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）が提供する特殊詐欺対策サービス（以下「特殊詐欺対策サービス」といいます。）における「注意喚起メール」「注意喚起電話」（以下、合わせて「注意喚起通知」といいます。）を受けた場合、当行は島根県警察本部へ注意喚起通知を受けた事実を連携するとともに、申込者が当行へ届出している以下の個人情報情報を島根県警察本部へ提供します。

- ①氏名
- ②住所
- ③生年月日
- ④電話番号

【参考】

島根県警察本部は上記の情報提供を受けた後、当該情報をもとに、申込者または申込者と同一の固定電話番号利用の同居人（家族等）へ電話連絡、もしくは訪問にて状況の確認等を行います。

第4条 （本連携の申込）

- 1.本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当行所定の手続きに従って当行営業店窓口に出していただきます。
 - ①申込者氏名
 - ②申込者に関する事項
 - ③特殊詐欺対策サービスを申込した電話回線の電話番号等
- 2.本連携の申込にあたっては、次に掲げる条件をすべて満たす必要があります。
 - ①当行取引(預金等)があること
 - ②NTT西日本の島根県内の固定電話契約者であること
 - ③特殊詐欺対策サービスを契約済、または本連携と同時に申込手続きを行うこと

- ④特殊詐欺対策サービス契約者と本連携の申込者が同一であること
- ⑤島根県内に居住していること

3.本連携の申込にあたっては、次に掲げる項目をすべて同意いただく必要があります。

- ①本連携規約内容を確認し、承諾すること
- ②特殊詐欺対策サービスは NTT 西日本が提供するサービスであり、申込者が当該サービスを利用するにあたっては NTT 西日本の定める「特殊詐欺対策サービス利用規約」に従うこと
- ③特殊詐欺対策サービスに係る初期費用、月額利用料は申込者と NTT 西日本との間の契約上発生するものであり、費用が発生する場合は申込者が自己負担すること。また、本連携に関して当行に対する費用は不要であること
- ④申込者が、注意喚起通知先に、当行の指定するメールアドレス及び電話番号を追加する手続きを自己の責任において行うこと
- ⑤申込者に係る注意喚起通知を当行が受けた場合、当行に登録されている氏名、住所、生年月日、電話番号を島根県警察本部に連携すること
但し、当行の休業日、営業日の 17：00～翌営業日の 9：00 までに当行が注意喚起通知を受けた場合は、翌営業日の 9：00 以降に島根県警察本部に連携すること
- ⑥島根県警察本部は、注意喚起通知に関する状況確認のため、申込者と同居する親族等に、通知があった事実及び本項⑤に記載する申込者の個人情報を伝える可能性があること
- ⑦申込者と NTT 西日本との間で紛議が生じても、当行には一切迷惑はかけないこと
- ⑧本連携は特殊詐欺等被害の防止を保証するものではなく、申込者が本連携を利用したこと又は利用できなかったこと等により、申込者が特殊詐欺等被害を受けた場合でも、当行は一切責任を負わないこと
- ⑨当行が注意喚起通知を受けた場合でも、申込者の預金取引を含む各種取引について、特殊詐欺被害防止を目的とした取引停止等は実施しないこと

第 5 条 （本連携の開始）

- 1.当行は、本連携の申込があった場合には、所管部にて申込内容を確認し、連携を開始する場合は書面等をもって申込者へ通知します。
- 2.当行は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると判断した場合、申込を謝絶することがあります。
 - ①第 4 条第 1 項により申込のあった内容に虚偽または誤りがあったとき
 - ②第 4 条第 2 項に定める申込条件を満たしていないと当行が認めたとき
 - ③第 4 条第 3 項に定める事項に同意いただけないとき
 - ④その他、当行の業務遂行上著しい支障がある等、本連携利用が不相当と当行が判断したとき

第 6 条 （申込者の氏名等の変更の届出）

- 1.申込者は第 4 条第 1 項に規定する事項に変更があった場合、または第 4 条第 2 項に規定する条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当行が別途定める方法で、当該内容を当行に届けるものとします。
- 2.特殊詐欺対策サービスに関する情報に変更が生じた場合は、別途 NTT 西日本が定める方法で NTT 西日本に届けるものとします。
- 3.申込者が本条第 1 項及び第 2 項の届けをなすまでの間、または届出を怠った場合、第 3 条に定める島根県警察本部への連携ができない可能性があります。

第 7 条 （本連携の変更）

本連携は申込者の了承を得ることなく、内容や名称等が変更され、あるいは中止される場合があります。

第8条 (本連携の解除)

1. 申込者が次のいずれかに該当する時は、申込者の承諾なしにその事実が判明した時点で当行は本連携を解除します。
 - ① 申込者が死亡した場合
 - ② 申込者の当行取引がすべてなくなった場合
 - ③ 申込者が島根県外に転居した場合
 - ④ 申込者が特殊詐欺対策サービスの利用を止めた場合
 - ⑤ 申込者が本連携規約に違反した場合
 - ⑥ 申込者の当行への届出内容に虚偽があった場合
 - ⑦ 申込者が当行へ損害を与えた場合
 - ⑧ 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または後記AからCまでのいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - C. 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込者が本連携を解除しようとするときは、当行営業店窓口へ申し出ていただきます。申込者が申し出た日を本連携の解除日とします。

第9条 (本連携の一時停止)

当行は、次のいずれかの事態が生じた場合、申込者に事前通知することなく、一時的に本連携の全部または一部を停止することがあります。

- ① 停電、火災、災害等の不可抗力その他非常事態が発生、または発生する恐れがある場合
- ② 法令に基づく措置等により連携ができない場合
- ③ その他、本連携の一時停止が必要であると当行が判断した場合

第10条 (本連携の終了)

1. 当行が本連携を継続して行うことが著しく困難と判断した場合は、本連携を終了することがあります。
2. 前項に規定する本連携終了に伴い、連携を解除する場合は、インターネット利用その他当行が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本連携の終了する日を申込者に通知し、当該終了日をもって本連携の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 個人情報の取扱い

第11条 (個人情報の取扱い)

1. 当行は、本連携により知り得た申込者の個人情報について、当行が公表している個人情報保護宣言に基づき適切に取扱います。
2. 当行が申込者に係る注意喚起通知を受けた場合、第2章第3条に従い、島根県警察本部へ申込者に係る個人情報を連携します。
3. 第2章第3条に記載した個人情報以外の申込者に係る情報（口座番号、預金残高、その他取引情報等）は島根県警察本部へは連携いたしません。
4. 本連携の利用にあたって、申込者の同意があった場合を除き、NTT 西日本と当行間で、注意喚起通知に係る情報以外の申込者に係る情報は共有いたしません。

5.注意喚起通知で得た情報は本連携以外では利用いたしません。

第4章 免責

第12条 (免責)

本連携は特殊詐欺等被害の防止を保証するものではなく、申込者が本連携を利用したこと又は利用できなかったこと等により、申込者が特殊詐欺等被害を受けた場合でも、当行は一切責任を負いません。

第5章 反社会的勢力の排除

第13条 (表明・保証)

1. 申込者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び後記①から③までのいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 申込者は、自らまたは第三者を利用して後記①から⑤までの一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

⑤その他前記①から④に準じる行為

第6章 その他

第14条 (管轄裁判所)

申込者と当行間の訴訟については、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

以上